

平成19年度の主要事業

(本所)

<第5期岐阜県保健医療計画の作成>

現在の第4期岐阜県保健医療計画は平成16年度から平成20年度までの計画であるが、平成18年6月に医療法の改正があり新たな記載事項が増えたため1年前倒しを行い平成19年度に作成することとなった。

県の見直し骨子案に対して飛騨地域保健医療推進協議会・専門委員会合同会議を開催し協議を行い県に対して意見を提出した。

また、岐阜県全体の計画作成に伴い、その資料として飛騨医療の概況及び10事業(4疾病・5事業・在宅)の医療連携体制を記載した飛騨医療圏版を作成した。

1 平成19年度第1回飛騨地域保健医療推進協議会・専門委員会合同会議

(1) 開催日時 平成19年7月24日(火)

(2) 開催場所 飛騨総合庁舎 大会議室

(3) 出席委員 30名出席

(4) 協議事項

岐阜県保健医療計画見直し骨子案について

岐阜県保健医療計画飛騨圏域版(原案)について

2 平成19年度第2回飛騨地域保健医療推進協議会・専門委員会合同会議

(1) 開催日時 平成19年10月17日(水)

(2) 開催場所 飛騨総合庁舎 大会議室

(3) 出席委員 28名出席

(4) 協議事項

岐阜県保健医療計画見直し骨子案について

岐阜県保健医療計画飛騨圏域見直し暫定版について

<食品の安全・安心対策>

岐阜県食品安全基本条例(平成16年4月1日施行)の主旨に基づき、食品の安全性確保及び県民の視点に立った安心感の向上をめざし各種事業を実施した。

特に、食中毒防止対策の徹底を目的とした食品衛生関係施設の監視指導の強化、食品関係事業者への衛生教育、さらに消費者への食品の安全性に関する普及啓発を積極的に実施した。

1 監視指導の推進

岐阜県食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒の発生に対してリスクの高い業種（旅館、仕出し屋・弁当屋、集団給食施設など）や不良食品発生の危険性のある業種（乳処理業、各種製造業など）などに対し重点的に、及び効率的かつ効果的な監視指導を実施し食中毒や不良食品の発生の未然防止を図るとともに、管内施設で製造された食品の収去検査を行い食品の安全性の確認を行った。

また、食品表示について、関係機関と連携して統一的で効率的な指導を行い管内を流通する食品の表示の適正化を図った。

2 衛生教育の推進

食品衛生責任者講習会の実施

飛騨食品衛生協会と連携のもと、食品衛生責任者講習会や食品衛生責任者養成講習会を開催し、食中毒防止対策、食品衛生管理の重要性など食品衛生意識の向上を図った。

また、特に発生頻度が高くなってきているノロウイルス食中毒やカンピロバクター食中毒の予防対策について重点的な衛生教育を行った。

集団給食施設従事者講習会等の実施

集団給食施設を原因とした食中毒事件が発生すると大規模化し社会的な影響も大きいことから学校及び病院等の給食施設の調理従事者を対象に衛生講習会を開催した。

消費者への食の安全に関する普及啓発

県民の食に対する安心感の向上を図るため、消費者と食品関連事業者の結びつきを深める「食の安全セミナー」や食品表示について総合的に説明する「食品表示基礎講座」を開催した。特に表示基礎講座については、今年話題になった食品偽装表示の世相を反映して定員を大幅に超える応募があった。

3 食肉の安全対策推進

BSEスクリーニング検査の実施

食用に供される全ての牛については、平成13年10月からBSEスクリーニング検査を実施してきたが、平成17年8月1日から法的スクリーニング検査の対象が、21ヶ月齢以上に引き上げられた。しかし、当所では飛騨食肉センターに搬入される全ての牛についてBSEスクリーニング検査を継続して実施し、全頭陰性であることを確認した。

飛騨食肉センターの衛生向上対策

飛騨ミート農業協同組合連合会は、岐阜ブランド『飛騨牛』の安全・安心のため、と畜から食肉処理までの一貫した食肉衛生の向上をめざし、平成19年3月に国際規格ISO22000を取得した。この国際規格を維持するための食品衛生指導やHACCPシステムに関する助言などを行い、より安全な食肉の供給に努めた。

< 飛騨圏域結核患者 DOTS 連携事業（中間報告） >

住民が結核に罹患しても安心して地域における日常生活を維持できるよう、結核病棟を持つ医療機関と、保健所・センターが連携して結核患者の療養システムを構築し、患者の治療開始から終了までの服薬支援の徹底と治療成功、結核の蔓延防止に資することを目的に以下の事業を行った。（実施回数は平成19年12月末現在）

- （1）飛騨圏域結核患者 DOTS 連携事業実施要領の作成
- （2）飛騨圏域結核患者 DOTS 連携事業に関する関係者連絡会議の開催 1回
- （3）定期的な DOTS カンファレンスの実施 1回

DOTS実施状況（平成19年12月現在）

	DOTS総人数			内 訳								
				外来DOTS			訪問DOTS			連絡確認DOTS		
	対象人数	実施実人数	実施延人数	対象人数	実施実人数	実施延人数	対象人数	実施実人数	実施延人数	対象人数	実施実人数	実施延人数
飛騨保健所	6	6	28	0	0	0	2	2	10	4	4	18
下呂センター	6	6	23	0	0	0	0	0	0	6	6	23
計	12	12	51	0	0	0	2	2	10	10	10	41

結核病棟を持つ医療機関と定期的な DOTS カンファレンスを実施することができるようになったことから、患者の入院中の状況把握、退院後の患者も含めた治療中の患者の菌情報の把握がスムーズにできるようになった。関係者が顔を合わせて情報の共有を行うことで関係機関の連携を深め、患者の療養支援に反映させていきたい。

1人1人の患者の確実な治療終了が結核の蔓延の防止につながることから、地域の患者の療養生活を支援し、確実に治療を終了するために今後も継続して実施していく。

< 食育推進連携事業 >

岐阜県では平成18年4月に施行された「岐阜県食育基本条例」にもとづき、「岐阜県食育推進基本計画」を策定し、平成19年度を初年度に平成23年度までの5年間を実施期間として事業展開中であるが、平成19年度は下記のとおり開催した。

【平成19年度事業内容】

食育月間の普及

- ・ 市内及び管轄市村役場にポスター掲示
- ・ 保健所ショーウィンドウでの掲示
- ・ 保健所ホームページによる呼びかけ

食育関係各種団体等との連携・協力体制の確立

- ・ 飛騨圏域食育推進会議の開催... 7月31日開催
- ・ ボランティア活動への支援... 食育ボランティア育成研修会：11月21日開催
- ・ その他食生活改善推進協議会など活動支援

学校、保育所等における食育の推進

- ・食育指導者研修会の開催：指導内容が異なるため対象時期を変えて2回実施
児童期の食育指導者研修会... 8月21日開催
幼児期の食育指導者研修会... 10月29日開催

家庭における食育の推進・食文化継承のための取組

- ・放課後児童クラブ食育出前講座... 12月20日開催

地域における食生活の改善のための取組の推進(専門知識を有する人材の育成)

- ・地域関係職員(在宅栄養士等)研修会... 7月25日開催
- ・「食事バランスガイド」講習会... 9月25日開催

生産者と消費者と交流

- ・地産地消の推進：岐阜県栄養士会事業「地域食材を活用した食育学習会」支援
- 食生活に関する調査、研究等
- ・現在検討・関係者との調整中

平成19年度の主要事業

(下呂センター)

<食の安全対策>

食品営業施設に対する監視指導、食品営業者等を対象とする講習会の開催、住民への普及啓発を推進することにより食中毒等の食品事故の発生防止に努めた。

特に、危険度レベルの高い施設の監視指導に一層の強化を図り、延べ約1,000施設の立入指導を行うとともに、延べ約1,100人に対し、食品衛生講習会を開催した。

学校給食施設等に対する衛生管理指導強化事業

学校給食施設については、対象となる大量調理施設4施設、中小規模調理施設1施設について、平成18年度の監視指導結果を踏まえ、改善の実施状況を確認し、調理作業中に立入指導を行い、学校給食施設等集団給食施設に係る食中毒の発生防止に努めた。さらに、調理済み食品を収去し、一般細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌0157について検査した。

その他社会福祉施設2施設、保育所6施設及び病院3施設の対象となるすべての施設に立入指導を行った。

<旅館等・公衆浴場におけるレジオネラ症対策>

近年、全国各地の旅館・公衆浴場等の入浴施設を原因とするレジオネラ症患者が頻繁に発生しており、入浴施設におけるレジオネラ症の感染事故防止対策が極めて重要となっている。

このため、循環式の入浴施設を対象に立入指導を実施し、入浴施設の管理状況、浴槽水の自主検査の実施状況等について確認、指導を行った。

また、施設の管理者に対して講習会を開催し、フィルターリフレッシュ法（浴槽水の換水時に浴槽内を高濃度残留塩素で循環させ、浴槽、配管、ろ過器（ろ過砂）を消毒する方法）の導入を推進し、レジオネラ症防止対策の徹底を指導した。

なお、レジオネラ属菌実態調査として、旅館等10施設について浴槽水のレジオネラ属菌検査を実施し、その結果に基づき、浴槽水の衛生管理等の事後指導を実施した。

さらに、下呂温泉事業協同組合が組合員の施設を対象として年2回実施する浴槽水の自主検査に協力するとともに、結果説明会の講師を務め、管理意識の向上に努めた。

<ヘルスプランぎふ21の推進>

「ヘルスプラン21」の課題であるたばこ対策として、学童の受動喫煙防止・喫煙防止教育を実施すると共に、多数の人が利用する施設として飲食店等での受動喫煙防止について推進した。

1 未成年者のたばこ対策（下呂市医師会との協働事業）

目的 未成年者及び保護者に対する喫煙防止・受動喫煙防止のための知識の普及を図る。

内容 下呂市内の小学校6年生の保健学習（たばこに関する授業）に講師（医師）を派遣した。

講話内容：たばこの煙が体に与える影響・受動喫煙による被害

3小学校 小学6年生 97名 保護者等83名に実施

2 旅館・ホテル・飲食店等の受動喫煙防止対策支援

目的 旅館・ホテル・飲食店等の受動喫煙防止対策の推進を図る。

内容 （1）平成18年度受動喫煙防止対策推進のための表示を6施設に設置し、表示に対する利用者の反応、受動喫煙防止対策推進状況を調査した。

（2）益田食品衛生協会の協力を得て、旅館、ホテル、飲食店に対する受動喫煙防止についての普及啓発を行った。 4回575名

3 たばこ対策懇談会の開催

目的 地域のたばこ対策を推進するため、関係者による情報交換、連携を図る。

内容 医療関係者、保健関係者、教育関係者等による懇談会

<精神保健福祉対策>

障害者自立支援法という新たな法体系の中で精神障害者の地域生活を充実させるため、関係機関との連携会議や研修会を実施し、下呂市における精神保健福祉施策の充実を図った。

1 精神保健福祉ネットワーク会議

目的 精神障害者の地域生活支援や円滑な緊急対応のため、関係者の連携を図る。

内容 管内精神障害者に関する統計や緊急対応の状況、各機関の取り組み等報告し、連携に向けて意見交換を行った。 1回実施

2 施策検討会

目的 精神保健福祉に関する課題についての検討を行う。

内容 市精神保健福祉事業及び集団指導事業の市事業移行等に関する支援を随時実施した。

3 地域住民講座

目的 地域での精神保健福祉に関する理解を深めるための啓発を行う。

内容 「心の病とお薬」特別講演会～統合失調症について知識を深めよう～を開催した。